

福祉新聞 2009 年（平成 21 年）4 月 20 日

< 障害者虐待防止向け 全社協が手引き作成 >

全国社会福祉協議会の「障害者の虐待防止に関する検討委員会」（委員長 = 平田厚・明治大法科大学院教授）はこのほど「障害者虐待防止の手引き」をまとめた。

手引きでは、障害者の虐待防止に求められる視点として、高齢者虐待防止法に定める 5 類型（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）に加え、身体拘束やプライバシー侵害などによる「人格的虐待」も考えることを提案。虐待防止に向け、事業者が法令に定められた責務を順守すること、防止体制を整備すること、早期発見に向けた取り組みを進めることを求めた。

また虐待や、そう疑われる行為を発見した場合には、速やかに組織的対応を図ること、行政に通報・相談することが必要とした。

チェックリスト試案提示

さらに手引きでは、虐待防止に向けた 3 種類のチェックリスト試案を作成・提示した。試案は 体制整備（施設・事業者用 34 項目、地域用 10 項目）、職員セルフ（20 項目）、早期発見（24 項目）からなる。

施設・事業者用の体制整備チェックリストでは「身体拘束について検討する場を設けている」、「ボランティアの受け入れを積極的に行っている」、「虐待事案が発生した場合の対応方法などを具体的に文章化している」ことなどを挙げた。

職員のセルフチェックリストでは「利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している」、「特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受け答えをしてしまうことがある」、「仕事にやる気を感じないことがある」などを挙げた。

早期発見チェックリストでは、利用者の身体・生活上の変化が起きていないかを確認するための着眼点を提示。「身体に不自然なあざ、火傷が見られないか」、「人に触れられることを極度に嫌がるが増えたように感じられないか」、「年金などがあるにもかかわらず、お金がないと訴えることはないか」といった項目を挙げた。

全社協では、安心・安全・良質なサービス提供の実現と、施設・事業者に対する信頼向上に向けた実践のため、手引きを役立ててほしいとしている。